

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定を行うこととする水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬登録基準については参考 1 を参照）。

農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 4 号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成 20 年 7 月環境省告示第 60 号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定することとします。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
メチル＝4－〔（4，5－ジヒドロ－3－メトキシ－4－メチル－5－オキソ－1 <i>H</i> －1，2，4－トリアゾール－1－イル）カルボニルスルファモイル〕－5－メチルチオフェン－3－カルボキシラート（別名チエンカルバゾンメチル）	2.9mg/l
（ <i>RS</i> ）－2－〔2－（1－クロロシクロプロピル）－3－（2－クロロフェニル）－2－ヒドロキシプロピル〕－2，4－ジヒドロ－1，2，4－トリアゾール－3－チオン（別名プロチオコナゾール）	0.029mg/l